

私たちのきまり

1 制服

制服は、登下校時や学校生活（体育や作業等の時は除く）において着用する。

○ワイシャツ・ブラウスを着用する。

○ワイシャツ・ブラウスの下にTシャツを着用する。その場合、学校指定の体操シャツ、または白色無地の半袖、長袖とする。

○体育の授業及び、清掃の時間はジャージに着替えるので、ズボン、スカートの下にはハーフパンツを着用することを基本とする。

(1) 男子冬服（10月～5月）

① 黒詰めえり標準型学生服を着用する。

・カラーはえりの高さに準じ、白一色。制服に縫いつけのえりカラーでもよい。

・ボタン留めは黒のプラスチック製とする。

・ズボンはストレートシングルノータックとする。

・ベルトは、黒のベルトを必ず着用する。

・制服の下にジャージのズボンを履かない。

② 寒い日にはワイシャツの上に、セーター・カーディガン及びトレーナーを着用してもよい。

・色は黒・紺・グレーの無地のものとする。

・ジャージ着用の際、トレーナーはジャージの下に着用する。

・着用する場合には、上着（袖、裾）、ジャージの下から出ないようにする。

③ 防寒用肌着

・冬服の期間は防寒用肌着を着用しても良いが、外から見えないようにする。色は無地の華美でないものを着用する。ハイネックは禁止。

(2) 男子夏服（6月～9月）

① ・白ワイシャツの長袖、または半袖とする。但し、長袖を着用する場合には、袖ボタンを締めるか袖を折って着用する。

(3) 女子冬服（10月～5月）

① 上に着るもの及び下に着るものは以下のものを着用する。

・上に着るもの・・・紺系の国府中ベストとブレザー。

・下に着るもの・・・上着（ブレザー）と同色の変型6本ひだスカート

・スカート丈は膝が隠れる（ひざ裏が見えない）長さにする。スカートの丈を短くしたり、ウエストの部分を折り曲げたり、上げたりしない。

※椅子に座った時にひざが隠れる程度とする。

② ブラウス

・白色普通型角えりブラウスとし、ボタンダウンは着用しない。

③ ベストの内部に本校指定の簡易ネクタイを着用する。

④ 寒い日にはワイシャツの上に、セーター・カーディガン及びトレーナーを着用してもよい。

・色は黒・紺・グレーの無地のものとする。

・ジャージ着用の際、トレーナーはジャージの下に着用する。

・着用する場合には、上着（袖、裾）、ジャージの下から出ないようにする。

⑤ 防寒用下着

・冬服の期間は防寒用肌着を着用しても良いが、外から見えないようにする。色は無地の華美でないものを着用する。ハイネックは禁止。

(4) 女子夏服（6月～9月）

① 上に着るものは白色普通型角えりワイシャツに、本校指定のネクタイ及び制服用ベスト着用を原則とする。但し、長袖の場合は、袖ボタンを必ず締めるか袖を折って着用する。

② ノーネクタイも可とする。

(5) 防寒具

① コート

・黒、紺、グレーの派手でない、コート（ダッフルコートも含む）を着用する。

② ウィンドブレーカー

・色は黒、紺、白、グレーを基調とした物を着用する。

・部活動で指定されたウィンドブレーカーも着用してもよい。

③ マフラー

・マフラーの使用については、登下校時のみ着用できる。ネックウォーマーも可とする。

④ 手袋

・登下校時のみ、華美でない手袋を使用してもよい。

2 通学用靴

- (1) 本校指定のリュック式靴を使用する。
- (2) 通学用靴には、すべての学用品を収納することを原則とするが、荷物が多い場合は、セカンドバッグを使用してもよい。

3 履もの等

(1) 通学用下履

- ① 白または黒の運動靴を使用する。(白・黒の組み合わせさっているものも可)
- ② 雨天の場合は、紺・黒の派手でない雨靴、長靴を使用してもよい。

(2) 室内用上履

- ・学年別に色分けした本校指定の体育館シューズとし、必ずかかとに記名する。

(3) 雨具類

- ① 雨がさ、レインコートの色、素材は指定しない。
- ② 自転車通学者は、夜間の交通安全等を考慮し、透明または上下式ベージュ色の雨がっぱを着用する。

4 靴 下

- ・白または黒の無地とし、ワンポイント（派手でないもの）は認める。しかし模様編みは、使用しない。
- ・冬季は黒のストッキングまたはタイツを使用してもよい。
- ・くるぶしが完全に隠れないショートソックスは、着用しない。

5 名 札

- ・本校指定の名札を、全生徒左胸のポケット上部に付ける。
- ・夏服の場合・・・
＜男子＞ ワイシャツに、名札を付ける
＜女子＞ ベストに、名札を付ける。

6 頭 髪

- (1) 変形カット、着色、脱色はしない。整髪料は使用しない。
- (2) 前髪が目にかからないようにする。
- (3) 髪が肩にふれる長さの場合は、黒・紺・茶色のヘアゴムで結ぶか編むこととする。
 - ① 前髪は目にかからない長さとし、学習に支障がないようにする。
 - ② リボン、ヘアバンド等を使用してはならない。ヘアピンを使用する場合には、黒または紺とする。パッチン止めも黒であれば可とする。

7 体育着等

- ・体育活動及び必要に応じて、学校指定のものを着用する。
- ・ジャージの記名は購入時や販売店にて、ネーム刺繍をしてもらう。体操シャツは、購入店にて記名章を購入して記名する。
- ・ジャージの腰パン及び変形の着用は認めない。

8 保健室の利用について

- ・体調が悪い、または、けがをした場合等、保健室を利用する場合は原則、担任または授業担当者に報告し、保健室利用カードに必要項目を記入してもらい、カードをもって保健室に行く。保健室の利用は1時間までとする。
- ・保健室で1時間休息しても、体調が回復しない場合は、保護者に送迎を依頼し、早退する。

9 通学・その他

- (1) 全生徒、徒歩通学が原則。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、以下の基準を満たし、校長の許可を受け、「自転車通学上の規定」を遵守すること。
 - ① 許可の基準
 - ・学区内は染谷地区。
 - ・学区外については、自転車通学を禁止とし、保護者による送迎を原則とする。
 - ② 自転車通学上の規定
 - ア 通学用自転車は、普通自転車とし、ベルを必ず付ける。ミニサイクル、ドロップハンドル等の変型は使用しない。また、2人乗り用の足かけステップの取り付けは厳禁する。
 - イ 本校指定の許可証を自転車に貼付する。
 - ウ 交通安全上、ヘルメットを必ず着用し、あごひもをする。
 - エ 雨天の際は、雨具を使用する（※雨具類の欄参照）
 - オ 夜間は必ず灯火する。後部の反射器はよく反射するようにしておく。
 - カ 登校したら、指定された自転車置場にきちんと整理して置く。
 - キ 通学に当たっては、交通法規を遵守し、安全な通行に努める。
 - ク 2人乗り、もしくはルール違反等があった場合は、交通安全上自転車通学を取り消す場合がある。
 - ケ T S マークをつけ、整備点検及び**保険加入**をする。
 - コ ヘルメットは自転車のカゴに入れ、必ず被る面が下になるようにする。
- (3) 雨天時はジャージで自転車通学してもよい。ただし、朝の会までに制服に着替える。

10 持ち物について

- (1) 通学用カバンにつけるキーホルダーやお守り等は1つとする。アクセサリはつけない。
- (2) 授業に関係のない物は持ち込まない。
- (3) 携帯電話端末（スマートフォン）の校内持ち込み及び使用を禁止する。故意に持ち込んだ場合は、学校が預かり、保護者を通して返却する。

11 その他生活全般

- (1) 特別教室などの鍵は、教師の許可をもらってから持っていく。
※借りた生徒が責任をもって返却する。
- (2) 電話の使用については、事務室前の公衆電話を使用する。
- (3) 一度ジャージに着替えたら、放課後まではジャージで授業を受けてもよい。
- (4) 部活動日以外は、下校は全員制服となり下校する。（雨天時を除く）
※部活動のない生徒は、制服に着替えて下校する。（雨天時を除く）
- (5) 学校へは、現金を持ち込まない。事情により持ってきてしまった場合には、朝のうちに担任に預かってもらい、放課後返却してもらう。
- (6) ふれあい広場でのボールを使った遊びは禁止とする。
- (7) ミサンガ等アクセサリ類の着用は禁止とする。
- (8) 公道・公園などでのスケートボードの使用は禁止とする。また、公園で遊ぶ際は公園のルールを守って使用する。
- (9) Chromebook は学習のために使用する。学習に関係のないサイト等を見たり、書き込んだりしない。※ Chromebook を使用する際のルールを参照